

平成22年9月21日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長平嶋壮州
室長補佐大村良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について
(地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年9月10日から平成22年9月16日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(10/09/21)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年9月10日～9月16日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	75	0	0	2	77
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	17	0	4	0	21
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	1	0	0	0	1
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	0	93	0	4	2	99

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	0
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	99

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年9月10日～9月16日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	75件	0件	0件	2件	77件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	77件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定 書類等の照会。		事実や制度を説明。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	宮崎敦文(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年9月10日～9月16日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	17件	0件	4件	0件	21件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	21件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	特別養護老人ホームの居室の窓について、設備基準上の直接外気に触れる面積の要件を満たし、開閉用のハンドルを設けるなど開閉の支障のないようにすれば、天窗の形で設置することは可能かとのご照会をいただきました。		設備基準上の直接外気に触れる面積の要件を満たし、利用者の処遇に支障がないと判断されれば、天窗の形で設けることも差し支えない旨回答しました。
2	特別養護老人ホームの調理業務の委託について、施設内の調理室を使用せず、施設外で調理したものを搬入して利用者に提供することは可能かとのご照会をいただきました。		保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年社施第38号局長通知)において、原則として施設内の調理室を使用して調理する必要がありますが、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされている場合には、施設外で調理し搬入することも可能である旨回答しました。
3	看取り介護加算について、施設退所等の後も継続して入所者の家族指導、医療機関に対する情報提供を行うことについて、退所時に本人等から文書で同意を得ていない状況が認められたが、加算の請求はできるのかとのご照会をいただきました。		「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第40号)第2の5(25)によると、施設は、施設退所等の後も、継続して入所者の家族指導や医療機関等に対する情報提供等を行うことが必要とされており、そのためには本人等から同意を得ていることが必要であるとされています。今回は本人等から同意を得ていないため、要件を満たさず、加算の請求をすることはできない旨回答いたしました。
4	訪問リハビリテーションの実施中、予定していた医師の診療の日がずれて、前の診療から1ヶ月以上空いた場合に報酬の算定が可能かとのご質問をいただきました。		訪問リハビリテーションは、医師の診療の日から1ヶ月以内に行われた場合に算定することから、今回のケースでは算定不可能である旨説明しました。
5	介護老人保健施設における機能訓練は週何回行えばよいのかとのご質問をいただきました。		週2回以上行う必要がある旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 黒澤 朗(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

平成22年9月10日～9月16日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	1 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	市が、市役所職員組合を下部組織に含む団体に補助金を支出している場合、労働組合法第7条第3号の「経理上の援助」に当たることになるか。		労働組合法第7条第3号の「経理上の援助」について一般적으로説明し、ご理解をいただきました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。